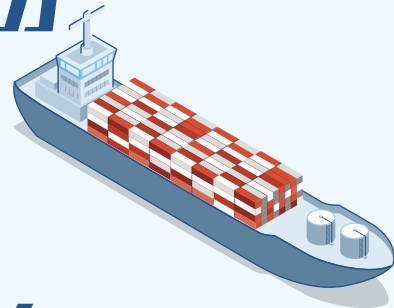




鹿児島県産品の 海外市場への 新規販路開拓を 支援します!



事業の目的

生産者と連携して意欲的に販路開拓に取り組む輸出商社等の営業活動を支援することにより、鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓を図ることを目的とした事業です。

事業参加における対象

1 輸出品は鹿児島県産品が対象

輸出品は鹿児島県内で生産・製造された農林水産物(食品に限る)、加工食品(酒類含む)及び工芸品等が対象となります。

2 これまで鹿児島県産品の輸出実績がある輸出商社等が対象

日本国内に本拠を置き、これまで鹿児島県産品の輸出実績がある、鹿児島県産品の輸出に取り組む事業者が対象となります。[GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)のコミュニティサイトに登録していること]

※自社及びグループ会社において、農林水産物、加工食品及び工芸品等の生産・製造を行っている場合、当該農産物等の輸出に係る経費は補助対象には含まれません。

3 海外への新規販路開拓が対象

新たに輸出に取り組む鹿児島県内の事業者(新規事業者または新規品目)との契約による調達先の開拓又は、新たな海外商社等との契約による取引先の開拓(新規輸出先国への販路開拓を含む)が対象となります。

交付する支援金について

支援率又は支援額:定額 ※ご提出いただく事業計画書をもとに予算の範囲内で支援します。

輸出商社等が実施する、鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓に資する取組みに要する経費(申請の結果、承認された経費)が対象です。

- (1) 海外での営業活動に係る旅費、賃金、通訳費・翻訳料、手数料、通信費(郵便関連費)、広報費、委託料、出展料、賃借料(レンタカー代、会場使用料等)、使用料(商談会の会場料、焼き芋器等販売に必要な機器リース料、店舗棚賃料等)、資材購入費(ポップや立て札作成等)
- (2) 県内産地への海外バイヤー(レストランシェフ、バーマン、ソムリエ等含む)招聘に係る通訳費・翻訳料、バイヤー旅費(海外バイヤー1人当たり年1回を上限)・宿泊費
- (3) 効率的な輸送ルートを構築するためのテスト輸送に係る賃借料、輸送費

事業の対象期間

ご提出いただく事業計画書をもとに選定委員会による審査がございます。審査結果後、支援金交付事業者として決定した日から、令和7年2月28日[金]17時までが事業の対象期間となります。

事業参加申請は
令和6年
5/27[月]
17時までが締切
となっております
お早めにご提出ください!



手続きの流れ

特設サイトにて要綱、要領をご確認の上申請してください。

1 実施計画の承認申請

選定委員会による審査・ヒアリング

事務局より▶
審査結果を通知します。
(別記第15号様式)

オンライン事業説明会
令和6年6月4日[火] (予定)

承認申請書(①別記第14号様式)及び以下の**必要書類**を
令和6年5月27日[月]17時までに提出してください

必要書類

- ①承認申請書(別記第14号様式)
- ②事業計画書(別記第2号様式)
- ③収支予算書(別記第3号様式)
- ④自社の概要が分かる資料(会社概要等)
- ⑤直近3箇年の収支の状況が分かる資料(決算書等)
- ⑥GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)のコミュニティサイトに登録していることが分かる資料(ログイン画面のスクリーンショット)

2 支援金の交付申請

事務局より▶
支援金交付決定を通知します。
(別記第4号様式)

事業の実施

支援金交付申請書(①別記第1号様式)及び以下の**必要書類**を
令和6年6月14日[金]17時までに提出してください

必要書類

- ①支援金交付申請書(別記第1号様式)
- ②事業計画書(別記第2号様式)
- ③収支予算書(別記第3号様式)
- ④都道府県税の未納がないことを証明する資料
(地域振興局・支庁が発行する「県税の未納なし証明書」等)
- ⑤その他事務局が必要と認める書類

3 状況報告

支援事業遂行状況報告書(別記第7号様式)を10月末時点の
状況を令和6年11月15日[金]17時までに提出してください

4 実績報告

事務局より▶
支援金交付確定を通知します。
(別記第11号様式)

支援事業実績報告書(①別記第9号様式)及び以下の**必要書類**を
事業完了の日から1箇月を経過した日までに提出してください
(最終の提出期限は、令和7年2月28日[金]17時までです)

必要書類

- ①支援事業実績報告書(別記第9号様式)
- ②事業実績書(別記第2号様式)
- ③収支精算書(別記第3号様式)
- ④実績書の内容を裏付ける書類

5 支援金の交付請求

支援金交付請求書(別記第12号様式)を
確定通知後、事務局が指定する日までに提出してください

事務局より▶請求書に記載の口座に支援金を振り込みます

やむを得ない事情で事業の実施を変更・中止する場合は、速やかに書面で事務局までその旨を通知してください。

お問い合わせ先

鹿児島県産品販路拡大支援事業事務局
〒890-0055 鹿児島県鹿児島市上荒田町22-3
育英ビル4F(KCR内 特設事務局)

電話

080-9067-1920

事務局メール

kg.hanrokakudai@gmail.com

特設サイト

https://kg-hanrokakudai.com